



# 黙っていたらやりたい放題！ 声を挙げよう！！

## 谷岡副所長が明言！ 宅待日は就労の義務はない！

1月18日、鳥飼事業所においても、「自宅待機中の課題について」と題する書面が掲出されました。その内容は、以下のとおりです。

- ・自宅待機が指定される日毎に1枚のレポートを作成する。
- ・各回のレポートの問題は全社員に配布している「べき、べからず集」から抜粋しており、レポートの作成にあたっては自力で問題を解き進め、自己採点の後、誤回答箇所について朱書きで正回答に訂正のうえ提出すること。
- ・レポートは自宅待機が指定された翌日以降、すみやかに提出すること。
- ・レポートの作成は自宅待機標準時間内（22時～5時の時間帯を除く）に行う。

この内容から読み取れることは、自宅待機中における業務指示と時間の拘束です。

### 自宅待機日は、いったいどういう日なのか？

3月23日鳥飼事業所の谷岡副所長は、宅待日＝自宅待機日は、就労の義務のない日であると明言しました。

就労の義務がないという別表現は労働の義務がないということです。それはもったもです。そもそも、この自宅待機は、関西新幹線サービックと関西新幹線サービック労働組合における休業に関する労使協定に基づいて行われているもので、自宅待機日は休業なのです。この休業とは、労働の義務がある日を会社の都合で、その労働の義務を会社が免除した日のことを言います。つまり、谷岡副所長が明言したとおり自宅待機日には労働の義務はないのです。労働を免除した日に労働＝レポートの提出を命令することはできません。このことは、大阪労働局も、「自宅待機は労働とは言えず労働日にならない。課題を与えてレポートを提出させるのは自宅待機としては問題がある。」と認めています

**私たちは労働者の安全と労働条件を最優先に考えます！**